

ポスト

令和7年7月4日
令和8年4月15日更新
金融庁

令和6年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令案等に関するパブリックコメントの結果等について

1. パブリックコメントの結果

金融庁では、「[金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律](#)」(令和6年法律第32号)(以下「改正法」という。)に係る政令・内閣府令案等につきまして、令和7年3月14日(金曜)から令和7年4月13日(日曜)にかけて公表し、広く意見の募集を行いました。

その結果、54の個人及び団体より約350件のコメントをいただきました。御検討いただいた皆様におかれましては、御協力いただきありがとうございます。

お寄せいただいたコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方は、[別紙1](#)及び[別紙2](#)を御覧ください。改正法の施行に伴う関係政令・内閣府令等の具体的な改正の内容については、[別紙3～別紙11](#)を御参照ください。

なお、[別紙4](#)の一部及び[別紙7](#)については、行政手続法第39条第4項第8号に定める「軽微な変更」に該当することから、同法に定める意見公募手続き(パブリックコメント)は実施しておりません。

2. 改正の概要

主な改正等の内容は以下のとおりです。

(1) 公開買付制度の見直し

(a) 公開買付制度の対象となる取引範囲の見直し

- ▶ 公開買付けの適用除外となる買付け等の範囲について見直しを行う。
- ▶ いわゆる30%ルールの対象から除外される、買付け等を行う株券等の数が著しく少ない場合(僅少買付け等)の基準を買付け等により増加する所有割合が0.5%未満(その前6月間に他に買付け等を行っている場合を除く。)とする。

(b) 形式的特別関係者の範囲の見直し

- ▶ 市場内取引(立会内)を規制対象としたことに伴い、形式的特別関係者の範囲から、買付者の親族並びに買付者が特別資本関係を有する法人等及び買付者に対して特別資本関係を有する法人等の役員を除外する。

(c) 公開買付手続の柔軟化

- ▶ 公開買付期間中に対象者が配当を行う場合等に公開買付価格の引下げを可能とする。
- ▶ 公開買付けの撤回事由を拡充する。
- ▶ 公開買付期間に関する規制、公開買付けの撤回に関する規制及び全部勧誘義務に関する規制について、個別事案ごとに当局の承認を得た場合には規制を免除する。

相談・手続・採用情報

▶ 各種窓口のご案内

- ▶ 金融サービス利用者相談室
- ▶ 金融行政モニター

▶ 情報公開等

▶ パブリックコメント

▶ 申請・届出・照会

- ▶ オンライン行政手続

▶ 入札公告等

▶ 採用情報

金融庁の行政相談においては、「[業務の範囲や程度を明らかに超える苦情相談](#)」への対応について方針を定めています。

📶 新着情報配信サービス

🔍 金融事業者一括検索機能

💬 金融庁チャットボット (よくある質問)

▶ 金融庁ソーシャルメディア アカウント

▶ 関連リンク



金融庁金融研究センター



証券取引等監視委員会



公認会計士・監査審査会

(d) 公開買付届出書等の記載事項の明確化等

- ▶ 公開買付届出書の「買付け等の目的」欄の記載事項の明確化等、公開買付届出書等の様式の見直しを行う。

(2) 大量保有報告制度の見直し

(a) 企業と投資家の対話の促進に向けた規定の整備等

- ▶ 「共同保有者」に該当しないこととなるための要件の1つである「個別の権利の行使ごとの合意」の具体的な内容を定める。
- ▶ 重要提案行為等に該当することとなる提案内容を見直す等、重要提案行為等の範囲を明確化する。

(b) 現金決済型エクイティ・デリバティブ取引に関する規定の整備

- ▶ 現金決済型エクイティ・デリバティブ取引について、大量保有報告制度の適用対象となるための要件、当該デリバティブ取引に係る権利を株券等の数に換算する方法に関する規定を整備する。

(c) みなし共同保有者の範囲の見直し

- ▶ 役員兼任関係や資金提供関係など、一定の外形的事実がある場合をみなし共同保有者に追加する。

(d) 大量保有報告書の記載事項の明確化等

- ▶ 大量保有報告書の「保有目的」欄や「担保契約等重要な契約」欄等の記載事項の明確化、共同保有者間で引渡請求権等が存在する場合の株券等保有割合の計算方法の適正化等とともに、大量保有報告書の様式の見直しを行う。

その他所要の改正を行います。

具体的な内容については、[別紙3～別紙11](#)を御参照ください。

3. 公布・施行日

本件に係る政令は、令和7年7月1日（火曜）に閣議決定、本日公布されており、一部を除き、令和8年5月1日（金曜）から施行されます。

本件に係る内閣府令等は本日公布されており、ガイドライン等と併せて、令和8年5月1日（金曜）から施行・適用されます。

【コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方】

(別紙1) [コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方（公開買付制度関連）](#)

(別紙2) [コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方（大量保有報告制度等関連）](#)

【政令】

(別紙3) [金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令](#)

【内閣府令】

(別紙4) [発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令](#)

【ガイドライン等】

(別紙5) [公開買付けの開示に関する留意事項について（公開買付開示ガイドライン）の一部改正（修正履歴付き）](#)

(別紙6) [公開買付けの開示に関する留意事項について（公開買付開示ガイドライン）の一部改正（変更後クリーン版）](#)

(別紙7) [企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）の一部改正（新旧対照表）](#)

(別紙8) [株券等の公開買付けに関するQ&A（新旧対照表）](#)

(別紙9) [株券等の公開買付けに関するQ&A（変更後クリーン版）](#)

(別紙10) [株券等の大量保有報告に関するQ&A（新旧対照表）](#)

(別紙11) [株券等の大量保有報告に関するQ&A（変更後クリーン版）](#)

※別紙5、6、8、9について、一部修正を行いました。修正箇所は別紙5の18頁、別紙8の9頁、16頁の網掛け部分及び別紙6、9のこれらに相当する部分です。（令和8年4月15日）

お問い合わせ先


金融庁 Tel 03-3506-6000（代表）
企画市場局企業開示課（内線3659、3849）

サイトマップ


▶ 金融庁について

- ▶ 組織
 - ▶ 大臣・副大臣・政務官
 - ▶ 金融庁の概要
 - ▶ 金融庁の改革
 - ▶ 所管の法人
 - ▶ 予算・決算
 - ▶ 政策評価
 - ▶ 採用情報

▶ 報道・広報

- ▶ 報道対応
 - ▶ 報道発表資料
 - ▶ 記者会見
 - ▶ 大臣談話等
- ▶ 広報活動
 - ▶ アクセスFSA（広報誌）
 - ▶ 白書・年次報告
 - ▶ 職員による講演等
 - ▶ 職員による寄稿等 
 - ▶ 利用者の方へ
 - ▶ 注意喚起情報
 - ▶ 業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点
 - ▶ よく閲覧されているページ

▶ 政策・審議会

- ▶ 基本方針等
 - ▶ 金融行政方針
 - ▶ 政府方針における金融庁関連の施策
- ▶ 政策テーマ・施策
 - ▶ 政策テーマ等一覧（金融行政方針との関連）
 - ▶ 政策テーマ等一覧（全体）
- ▶ 審議会・研究会等
 - ▶ 審議会・研究会等一覧
- ▶ 研究・調査
 - ▶ 金融研究センター 


▶ 法令・指針等

- ▶ 所管法令等
 - ▶ 検査・監督の基本方針等
 - ▶ 基本方針・ディスカッションペーパー一覧
 - ▶ 監督指針・事務ガイドライン
 - ▶ 監督指針一覧
 - ▶ 事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）一覧
- ▶ 告示・ガイドライン・Q&A等
 - ▶ 告示・ガイドライン・Q&A・法令解釈事例集一覧
- ▶ 金融上の行政処分等

▶ 金融機関情報

- ▶ 全金融機関共通
- ▶ 預金取扱金融機関（銀行等）関連
- ▶ 保険会社関連
- ▶ 金融商品取引業者等関連
- ▶ 金融会社関連

▶ 国際関係情報

- ▶ 国際関係の取組み
 - ▶ 国際金融センター 
 - ▶ 金融庁グローバル金融連携センター（GLOPAC）
 - ▶ 監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）事務局への活動支援
- ▶ 国際基準設定主体等の公表資料等
 - ▶ 金融安定理事会（FSB）
 - ▶ バーゼル銀行監督委員会（BCBS）
 - ▶ 保険監督者国際機構（IAIS）
 - ▶ 証券監督者国際機構（IOSCO）
 - ▶ 金融活動作業部会（FATF）
 - ▶ その他

▶ アクセスFSA（広報誌）

[▲ ページの先頭に戻る](#)

[利用規約・免責事項/著作権](#) | [プライバシーポリシー](#) | [ウェブアクセシビリティ](#) | [アクセス](#) | [御意見・問い合わせ](#) | [各種情報検索サービス（EDINET等）](#) | [関連リンク](#)

金融庁/Financial Services Agency, The Japanese Government（法人番号6000012010023）
Copyright(C) 2017 金融庁 All Rights Reserved.

〒100-8967 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館
電話番号：03-3506-6000